

長瀬小学校 災害時避難についての確認事項

災害の種類によって指定避難所はどのように変わるのか？

<津波注意報以上が発表され、避難勧告・指示が出された時>

野地・開墾場・浜吉田北・浜吉田東・浜吉田西 → **吉田小学校**
新丁・一本松・長瀬浜・大畑浜 → **亘理中学校**

<津波の心配がない大地震が起き、避難勧告・指示が出された時>

全地区 → **長瀬小学校**

<大雨・洪水警報が発表され、避難勧告・指示が出された時>

全地区 → **吉田小学校**

※状況に応じて一部変更される場合がありますので、防災無線等による指示をよく聞いて行動しましょう。

※コロナ感染対策として、避難所開設の準備が整うまで車中または外で待たなければならない場合があります。

子供たちが在校中に大地震→津波注意報以上が発表された場合の対応は？

津波注意報が解除されるまで引き渡しは行いません。

学校では、地震が起きたと同時に子供たちはその場で身をかがめ頭を守ります。（教室であれば机の下に、校庭であればその場に、廊下であれば窓ガラスから離れて身をかがめるなど）津波注意報が発表された場合は、屋上（または3階青空ホール）に避難します。

このように、学校には災害時に子供たちの安全を確保するためのマニュアルがあり、そのマニュアルに沿った訓練を毎年行っています。

学校の校舎は2/13の震度6弱の地震でも全く損傷はありませんでした。子供たちが学校にいるときはほぼ安全を確保できますので、津波注意報以上が発表された時は敢えてお迎えには来ないで、避難所に向かう等、ご自分の身の安全を図ってください。

今後も「長瀬小学校災害時避難」に関する確認事項を追加していく予定です。